（前のページより続き）
○食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件（**厚生労働**一九九）　二三三
○厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者の一部を改正する件（**同**二〇〇）　二三四
○平成二十七年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二〇一）
○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（**同**二〇二）
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令に基づき、平成二十七年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十五年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（**同**二〇三）　二三九
○平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（**同**二〇四）
○平成二十六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（**同**二〇五）
○平成二十七年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（**同**二〇六）
○介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき平成二十五年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件（**同**二〇七）　二三〇

○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（**同**二〇八）　二三〇
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**同**二〇九）
○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（**同**二一〇）　二三一
○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**二一一）
○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**二一二）
○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**二一三）
○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**二一四）
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**二一五）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**二一六）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件（**同**二一七）

○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（**同**二一八）　二三三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（**同**二一九）　二三四
○臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件（**同**二二〇）
○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（**同**二二一）
○児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等を廃止する件（**同**二二二）
○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**同**二二三）
○都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**二二四）
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**二二五）
○妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（**同**二二六）　二三五
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**二二七）　二三六
○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**同**二二八）　二三七
○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づく福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業**一）

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（**農林水産**七三九）　二五七
○漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**同**七四〇）　二五九
○漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**同**七四一）　二六〇
○漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**同**七四二）
○漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件（**同**七四三）　二六七
○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**七四四）　二六八
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の全部を改正する件（**同**七四五）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（**同**七四六）　二六九